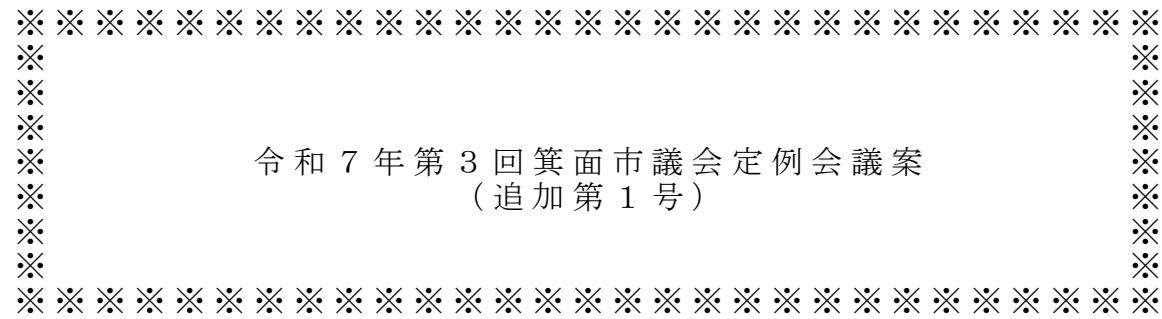




令和 7 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

箕 面 市

令和 7 年第 3 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)

報告第 28 号	令和 6 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件……………	3
報告第 29 号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）……………	4
第 73 号議案	工事請負契約締結の件（あかつき園他新築に伴う電気設備工事）……………	6
第 74 号議案	工事請負契約締結の件（あかつき園他新築に伴う空調設備等工事）……………	7
第 75 号議案	工事請負契約締結の件（あかつき園他新築工事）……………	8
第 76 号議案	工事請負契約締結の件（（仮称）消防分署東 A 拠点整備工事）……………	9
第 77 号議案	工事請負契約一部変更の件（都市計画道路国文都市 4 号線道路改良工事 その 4）……………	10
第 78 号議案	令和 6 年度箕面市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分の件……………	11
第 79 号議案	箕面市路上喫煙禁止条例改正の件……………	12
第 80 号議案	令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）……………	14
第 81 号議案	令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）……………	19
第 82 号議案	令和 7 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）……………	37
第 83 号議案	令和 7 年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第 1 号）……………	43
第 84 号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件……………	49
第 85 号議案	箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件……………	51
諮問第 3 号	公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の件……………	53

報告第 28 号

令和 6 年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市教育委員会教育長 藤 迫 稔

別添のとおり

報告第 29 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 2 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和 7 年 6 月 18 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和 6 年 1 月 25 日 午後 7 時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市船場東三丁目 54 番 4 地先 市道小野原豊中線歩道上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が市道小野原豊中線歩道を通行していたところ、路面に生じていた凹みにつまずいて転倒し、両膝関節部挫傷等を負ったものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、842,694 円とし、市は、相手方に 300,000 円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和 7 年 6 月 23 日

2 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解（令和7年7月15日専決）

- (1) 事故発生日時 令和6年11月6日 午後1時10分頃
- (2) 事故発生場所 箕面市彩都栗生南二丁目173番地先 市道彩都区画19号線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人（親権者 1名）
- (4) 事故の状況 本市の公用車（箕面市立第六中学校 ██████████ 運転）が、上記日時・場所において、交差点を徐行していたところ、右折してきた二人乗りの自転車と接触し、同車両を運転していた相手方に左第1趾挫創を負わせるとともに、同車両の前方に取り付けていた幼児用座席を損傷させたものである。
- (5) 和解の内容
- 1 本件事故による相手方の人身に係る損害額は、97,776円とし、市は、既に治療費として支払った54,034円を除く43,742円を相手方に支払う。
 - 2 本件事故による相手方の物損に係る損害額は、60,000円とし、市は、相手方に42,000円を支払う。
 - 3 本件事故による本市の損害額は、134,270円とし、相手方は、市に40,281円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和7年7月15日

第 7 3 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | あかつき園他新築に伴う電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 8 3 , 8 3 2 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市栗生間谷西三丁目 2 5 番 3 号
三福電設株式会社
代表取締役 福 井 裕 司 |

(提案理由)

あかつき園他新築に伴う電気設備工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 7 4 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | あかつき園他新築に伴う空調設備等工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 1 8 6 , 9 8 9 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市稲一丁目 5 番 3 号
株式会社三原工業
代表取締役 三 原 昌 治 |

(提案理由)

あかつき園他新築に伴う空調設備等工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 7 5 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | あかつき園他新築工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5 9 2 , 5 4 8 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 枚方市楠葉並木二丁目 2 0 番 6 号
誠信建設工業株式会社
代表取締役 國 田 昌 義 |

（提案理由）

あかつき園他新築工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 7 6 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | (仮称) 消防分署東 A 拠点整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2 1 9 , 0 1 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市如意谷二丁目 1 0 番 8 5 号
城下工務店有限会社
代表取締役 城 下 義 史 |

(提案理由)

(仮称) 消防分署東 A 拠点整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 7 7 号議案

工事請負契約一部変更の件

令和 6 年 9 月 1 9 日議決を経た「第 9 1 号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

「3 契約の金額 3 2 5 , 7 1 0 , 0 0 0 円」を「3 契約の金額 3 3 3 , 1 5 1 , 5 0 0 円」に改める。

（提案理由）

都市計画道路国文都市 4 号線道路改良工事 その 4 の請負契約において、設計変更に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 7 8 号 議 案

令和 6 年度箕面市ボートレース事業会計未処分利益剰余金の処分の件

令和 6 年度箕面市ボートレース事業会計における未処分利益剰余金のうち 1, 3 6 6, 8 7 7, 7 1 9 円を一般会計に繰り出す。

令和 7 年 9 月 8 日 提出

箕面市長 原 田 亮

（提案理由）

未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により提案するものである。

第七十九号議案

箕面市路上喫煙禁止条例改正の件

箕面市路上喫煙禁止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和七年九月八日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市路上喫煙禁止条例の一部を改正する条例

箕面市路上喫煙禁止条例（平成二十二年箕面市条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に掲げる製造たばこであつて、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品をいう。

二 喫煙 人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させることをいう。

第六条第一項中「範囲内」の下に「及びその他の市内の鉄軌道の駅の周辺」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の第六条の規定による路上喫煙禁止地区及び指定喫煙場所の指定に関し必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行前においても

行うことができる。

（提案理由）

たばこ及び喫煙を定義するとともに、路上喫煙禁止地区として指定することができる範囲に市内の鉄軌道の駅の周辺を追加するため、本条例を改正するものである。

第 80 号議案

令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算のうち「第 1 表 歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰 越 金		千円 33,500	千円 18,164	千円 51,664
	1 繰 越 金	33,500	18,164	51,664
21 諸 収 入		4,875,193	△18,164	4,857,029
	5 雑 入	1,561,626	△18,164	1,543,462
歳 入 合 計		73,828,262	0	73,828,262

令和 7 年度
(2025 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	27,388,000	0	27,388,000
2 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3 利 子 割 交 付 金	57,000	0	57,000
4 配 当 割 交 付 金	268,000	0	268,000
5 株式等譲渡所得割交付金	257,000	0	257,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	0	331,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	0	3,300,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	0	88,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	150,000	0	150,000
11 地 方 交 付 税	2,700,000	0	2,700,000
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,200,503	0	1,200,503
14 使 用 料 及 び 手 数 料	722,684	0	722,684
15 国 庫 支 出 金	15,213,169	0	15,213,169
16 府 支 出 金	5,460,649	0	5,460,649
17 財 産 収 入	288,854	0	288,854
18 寄 附 金	1,002	0	1,002
19 繰 入 金	6,035,308	0	6,035,308
20 繰 越 金	33,500	18,164	51,664
21 諸 収 入	4,875,193	△18,164	4,857,029
22 市 債	5,168,700	0	5,168,700
歳 入 合 計	73,828,262	0	73,828,262

2 歳 入
(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
20	繰越金		千円 33,500	千円 18,164	千円 51,664
	1	繰越金	33,500	18,164	51,664
		1 前 年 度 繰 越 金	33,500	18,164	51,664
21	諸 収 入		4,875,193	△18,164	4,857,029
	5	雑 入	1,561,626	△18,164	1,543,462
		2 弁 償 金	1,104,025	△18,164	1,085,861

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 前年度繰越金	18,164	1 前年度繰越金 18,164 補正後 51,664,000円－補正前 33,500,000円
2 実 費 弁 償 金	△18,164	42 予防接種徴収金 △18,164 補正後 62,911,000円－補正前 81,075,000円

(款) 21 諸収入
(項) 5 雑入

第 8 1 号議案

令和 7 年度箕面市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,486,940 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 78,315,202 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		千円 15,213,169	千円 53,309	千円 15,266,478
	2 国 庫 補 助 金	724,054	4,800	728,854
	3 国 庫 委 託 金	63,103	1,141	64,244
	4 国 庫 交 付 金	3,554,190	47,368	3,601,558
16 府 支 出 金		5,460,649	993	5,461,642
	4 府 交 付 金	713,197	993	714,190
18 寄 附 金		1,002	27,156	28,158
	1 寄 附 金	1,002	27,156	28,158
19 繰 入 金		6,035,308	1,396,559	7,431,867
	1 基 金 繰 入 金	5,938,644	1,396,559	7,335,203
20 繰 越 金		51,664	33,369	85,033
	1 繰 越 金	51,664	33,369	85,033
21 諸 収 入		4,857,029	2,872,954	7,729,983
	4 収 益 事 業 収 入	3,000,000	2,866,878	5,866,878
	5 雑 入	1,543,462	6,076	1,549,538
22 市 債		5,168,700	102,600	5,271,300
	1 市 債	5,168,700	102,600	5,271,300
歳 入 合 計		73,828,262	4,486,940	78,315,202

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 8,902,088	千円 85,202	千円 8,987,290
	1 総 務 管 理 費	7,555,328	84,114	7,639,442
	3 戸籍住民基本台帳費	575,203	1,088	576,291
3 民 生 費		31,849,087	36,280	31,885,367
	1 社 会 福 祉 費	8,783,531	3,774	8,787,305
	2 児 童 福 祉 費	14,821,772	31,556	14,853,328
	3 生 活 保 護 費	2,798,244	950	2,799,194
4 衛 生 費		5,691,691	1,416,710	7,108,401
	1 保 健 衛 生 費	1,858,723	250	1,858,973
	2 清 掃 費	2,024,134	29,001	2,053,135
	3 市民医療総合施設 対 策 費	1,777,501	1,387,459	3,164,960
8 土 木 費		6,419,501	15,176	6,434,677
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,206,814	6,076	1,212,890
	4 都 市 計 画 費	3,404,568	9,100	3,413,668
13 諸 支 出 金		3,658,760	2,933,572	6,592,332
	1 諸 費	500	39,538	40,038
	2 基 金 費	3,554,260	2,894,034	6,448,294
歳 出 合 計		73,828,262	4,486,940	78,315,202

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
8 土木費	4 都市計画費	新病院予定地 整備事業 (継続費)	千円 2,367,097		千円	千円 2,367,097		千円
				令和4年度	1,030,465		令和4年度	1,030,465
				令和5年度	318,038		令和5年度	318,038
				令和6年度	1,018,594		令和6年度	1,018,594
				令和7年度			令和7年度	
							令和8年度	

第 3 表 繰越明許費補正

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 衛生費	2 清 掃 費		千円	環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 管 理 事 業 (臨 時)	千円 29,001
8 土木費	4 都市計画費			都 市 計 画 道 路 整 備 事 業	455,000

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
土砂災害 対策事業	補正前	千円 28,300	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	109,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
環 境 ク リ ー ン セ ン タ ー 改 修 事 業	補正前								
	補正後	21,700	普通貸借 又は 証券発行	4 (注)	政 府 そ の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、
当該見直し後の利率

令和 7 年度
(2025 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 3 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	27,388,000	0	27,388,000
2 地 方 譲 与 税	272,000	0	272,000
3 利 子 割 交 付 金	57,000	0	57,000
4 配 当 割 交 付 金	268,000	0	268,000
5 株式等譲渡所得割交付金	257,000	0	257,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	331,000	0	331,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,300,000	0	3,300,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	88,000	0	88,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	150,000	0	150,000
11 地 方 交 付 税	2,700,000	0	2,700,000
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,200,503	0	1,200,503
14 使 用 料 及 び 手 数 料	722,684	0	722,684
15 国 庫 支 出 金	15,213,169	53,309	15,266,478
16 府 支 出 金	5,460,649	993	5,461,642
17 財 産 収 入	288,854	0	288,854
18 寄 附 金	1,002	27,156	28,158
19 繰 入 金	6,035,308	1,396,559	7,431,867
20 繰 越 金	51,664	33,369	85,033
21 諸 収 入	4,857,029	2,872,954	7,729,983
22 市 債	5,168,700	102,600	5,271,300
歳 入 合 計	73,828,262	4,486,940	78,315,202

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	451,168	0	451,168
2 総務費	8,902,088	85,202	8,987,290
3 民生費	31,849,087	36,280	31,885,367
4 衛生費	5,691,691	1,416,710	7,108,401
5 労働費	73,253	0	73,253
6 農林水産業費	163,835	0	163,835
7 商工費	351,768	0	351,768
8 土木費	6,419,501	15,176	6,434,677
9 消防費	3,052,649	0	3,052,649
10 教育費	9,412,026	0	9,412,026
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,732,436	0	3,732,436
13 諸支出金	3,658,760	2,933,572	6,592,332
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	73,828,262	4,486,940	78,315,202

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
1,088	80,900	0	3,214
28,161	0	0	8,119
0	21,700	0	1,395,010
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	15,176	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
25,000	0	2,894,034	14,538
0	0	0	0
54,249	102,600	2,909,210	1,420,881

2 歳 入
(款) 15 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
15	国	庫 支 出 金	千円 15, 213, 169	千円 53, 309	千円 15, 266, 478
	2	国 庫 補 助 金	724, 054	4, 800	728, 854
		2 民 生 費 国 庫 補 助 金	187, 118	4, 800	191, 918
	3	国 庫 委 託 金	63, 103	1, 141	64, 244
		1 総 務 費 国 庫 委 託 金	886	1, 141	2, 027
	4	国 庫 交 付 金	3, 554, 190	47, 368	3, 601, 558
		1 総 務 費 国 庫 交 付 金	1, 024, 043	46, 375	1, 070, 418
		2 民 生 費 国 庫 交 付 金	660, 092	993	661, 085
16	府	支 出 金	5, 460, 649	993	5, 461, 642
	4	府 交 付 金	713, 197	993	714, 190
		2 民 生 費 府 交 付 金	450, 740	993	451, 733
18	寄	附 金	1, 002	27, 156	28, 158
	1	寄 附 金	1, 002	27, 156	28, 158
		1 ふ る さ と 寄 附 金	1, 002	27, 156	28, 158
19	繰	入 金	6, 035, 308	1, 396, 559	7, 431, 867
	1	基 金 繰 入 金	5, 938, 644	1, 396, 559	7, 335, 203
		1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	374, 831	1, 387, 459	1, 762, 290
		5 都 市 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	1, 590, 000	9, 100	1, 599, 100
20	繰	越 金	51, 664	33, 369	85, 033
	1	繰 越 金	51, 664	33, 369	85, 033
		1 前 年 度 繰 越 金	51, 664	33, 369	85, 033

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	4, 800	9 保育対策総合支援事業費補助金 補正後 69, 666, 000円－補正前 64, 866, 000円 4, 800
1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 委 託 金	1, 141	3 中長期在留者住居地届出等事務費委託金 補正後 1, 970, 000円－補正前 829, 000円 1, 141
1 総 務 管 理 費 交 付 金	46, 375	1 地方創生臨時交付金 補正後 1, 027, 793, 000円－補正前 981, 418, 000円 46, 375
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	993	5 子ども・子育て支援交付金 補正後 224, 441, 000円－補正前 223, 448, 000円 993
2 児 童 福 祉 費 交 付 金	993	3 子ども・子育て支援交付金 補正後 221, 158, 000円－補正前 220, 165, 000円 993
1 ふ る さ と 寄 附 金	27, 156	1 ふるさと寄附金 補正後 27, 958, 000円－補正前 1, 001, 000円 26, 957 2 ふるさと寄附金（企業版） 補正後 200, 000円－補正前 1, 000円 199
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	1, 387, 459	1 財政調整基金繰入金 補正後 1, 762, 290, 000円－補正前 374, 831, 000円 1, 387, 459
1 都 市 施 設 整 備 基 金 繰 入 金	9, 100	1 都市施設整備基金繰入金 補正後 1, 599, 100, 000円－補正前 1, 590, 000, 000円 9, 100
1 前年度繰越金	33, 369	1 前年度繰越金 補正後 85, 033, 000円－補正前 51, 664, 000円 33, 369

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

(款) 21 諸収入
(項) 4 収益事業収入

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
21 諸 収 入			千円 4,857,029	千円 2,872,954	千円 7,729,983
	4	収 益 事 業 収 入	3,000,000	2,866,878	5,866,878
		1 ボ ー ト レ ー ス 事 業 収 入	3,000,000	2,866,878	5,866,878
	5	雑 入	1,543,462	6,076	1,549,538
		2 弁 償 金	1,085,861	6,076	1,091,937
22 市 債			5,168,700	102,600	5,271,300
	1	市 債	5,168,700	102,600	5,271,300
		1 総 務 債	254,100	80,900	335,000
		3 衛 生 債	30,000	21,700	51,700

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 ボ ー ト レ ー ス 事 業 収 入	2,866,878	1 ボートレース事業会計繰入金 補正後 5,866,878,000円－補正前 3,000,000,000円 2,866,878
2 実 費 弁 償 金	6,076	60 行政代執行費用徴収金 6,076
1 総 務 管 理 事 業 債	80,900	1 土砂災害対策事業債 補正後 109,200,000円－補正前 28,300,000円 80,900
2 清 掃 事 業 債	21,700	1 環境クリーンセンター改修事業債 21,700

(款) 22 市債
(項) 1 市債

3 歳 出
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
2	総 務 費		千円 8, 902, 088	千円 85, 202	千円 8, 987, 290	千円 国庫支出金 1, 088 市債 80, 900 一般財源 3, 214
	1	総 務 管 理 費	7, 555, 328	84, 114	7, 639, 442	市債 80, 900 一般財源 3, 214
		8 人 事 管 理 費	113, 765	1, 623	115, 388	一般財源 1, 623
		15 防 災 対 策 費	355, 431	80, 886	436, 317	市債 80, 900 一般財源 △14
		19 環 境 保 全 費	13, 254	1, 605	14, 859	一般財源 1, 605
	3	戸籍住民基本台帳費	575, 203	1, 088	576, 291	国庫支出金 1, 088
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	575, 203	1, 088	576, 291	国庫支出金 1, 088
	3 民 生 費		31, 849, 087	36, 280	31, 885, 367	国庫支出金 27, 168 府支出金 993 一般財源 8, 119
	1	社 会 福 祉 費	8, 783, 531	3, 774	8, 787, 305	一般財源 3, 774
		1 社会福祉総務費	1, 490, 425	3, 774	1, 494, 199	一般財源 3, 774
	2	児 童 福 祉 費	14, 821, 772	31, 556	14, 853, 328	国庫支出金 27, 168 府支出金 993 一般財源 3, 395
		2 児童福祉施設費	6, 441, 133	31, 556	6, 472, 689	国庫支出金 27, 168 府支出金 993 一般財源 3, 395

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
10	需 用 費	6 人事管理事業【人事室】 1, 623
		10 需 用 費 1, 623
		1 消 耗 品 費 1, 623
14	工 事 請 負 費	61 土砂災害対策推進事業【水防・土砂災害対策推進室】 80, 886
		14 工事請負費 80, 886
		1 工事請負費 80, 886 急傾斜地崩壊対策工事 80, 886
10	需 用 費	52 路上喫煙禁止推進事業（臨時）【環境動物室】 1, 605
		10 需 用 費 280
12	委 託 料	4 印刷製本費 280
		チラシ他 280
		12 委 託 料 1, 325
		1 委 託 料 1, 325 チラシデザイン制作委託他 1, 325
17	備 品 購 入 費	52 住民基本台帳事務事業（臨時）【戸籍住民異動室】 1, 088
		17 備品購入費 1, 088
		1 庁用器具費 1, 088 管理用 1, 088
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	53 福祉輸送利用促進モデル事業【地域福祉室】 3, 774
		18 負担金補助及び交付金 3, 774
		2 補 助 金 3, 774 福祉輸送利用促進モデル事業補助金 3, 774
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	10 教育・保育給付施設等運営費補助事業【保育幼稚園利用室】 7, 200
		18 負担金補助及び交付金 7, 200
		2 補 助 金 7, 200 教育・保育給付施設等運営費補助金 7, 200
		11 病児保育施設運営費補助事業【保育幼稚園利用室】 2, 981
		18 負担金補助及び交付金 2, 981
		2 補 助 金 2, 981 病児保育施設運営費補助金 2, 981

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	2	2〔児童福祉施設費〕	千円	千円	千円	千円
	3	生 活 保 護 費	2,798,244	950	2,799,194	一般財源 950
		1 生活保護総務費	224,043	950	224,993	一般財源 950
4	衛 生 費		5,691,691	1,416,710	7,108,401	市債 21,700 一般財源 1,395,010
	1	保 健 衛 生 費	1,858,723	250	1,858,973	一般財源 250
		1 保健衛生総務費	442,460	250	442,710	一般財源 250
	2	清 掃 費	2,024,134	29,001	2,053,135	市債 21,700 一般財源 7,301
		4 清掃工場費	1,145,033	29,001	1,174,034	市債 21,700 一般財源 7,301
	3	市民医療総合施設対策費	1,777,501	1,387,459	3,164,960	一般財源 1,387,459
		2 病院事業費	1,557,818	1,387,459	2,945,277	一般財源 1,387,459
	8	土 木 費	6,419,501	15,176	6,434,677	繰入金 9,100 諸収入 6,076
		2 道路橋りょう費	1,206,814	6,076	1,212,890	諸収入 6,076
		2 道路維持・交通安全施設整備事業費	1,176,704	6,076	1,182,780	諸収入 6,076
	4	都 市 計 画 費	3,404,568	9,100	3,413,668	繰入金 9,100
		4 緑地事業費	8,106	9,100	17,206	繰入金 9,100

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		51 物価高騰対応市緊急支援事業（民間保育施設支援） 21,375
		【保育幼稚園利用室】
		18 負担金補助及び交付金 21,375
		1 負 担 金 21,375
		物価高騰対応支援金 21,375
10 需 用 費	△60	2 生活保護事務事業【生活援護室】 950
		10 需 用 費 △60
		1 消 耗 品 費 △60
		13 使用料及び賃借料 1,010
13 使 用 料 及 び 賃 借 料	1,010	1 使 用 料 1,010
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	250	17 アピアランスケア支援事業【地域保健室】 250
		18 負担金補助及び交付金 250
		2 補 助 金 250
		アピアランスケア支援補助金 250
12 委 託 料	29,001	50 環境クリーンセンター管理事業（臨時）【環境クリーンセンター】 29,001
		12 委 託 料 29,001
		1 委 託 料 29,001
		ストックヤード設計委託 29,001
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	1,387,459	50 病院事業会計繰出事業（臨時）【病院運営管理室】 1,387,459
		18 負担金補助及び交付金 1,387,459
		2 補 助 金 1,387,459
		長期借入金返済資金補てん補助金 1,387,459
14 工 事 請 負 費	6,076	58 箕面今宮線道路安全対策事業【道路整備室】 6,076
		14 工事請負費 6,076
		1 工事請負費 6,076
		箕面今宮線道路安全対策工事 6,076
14 工 事 請 負 費	9,100	50 緑地施設補修事業【公園緑地室】 9,100
		14 工事請負費 9,100
		1 工事請負費 9,100
		彩都区画30号緑地舗装復旧工事 9,100

(款) 8 土木費
(項) 4 都市計画費

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13	諸	支 出 金	千円 3,658,760	千円 2,933,572	千円 6,592,332	千円 国庫支出金 25,000 寄附金 27,156 諸収入 2,866,878 一般財源 14,538
		1 諸 費	500	39,538	40,038	国庫支出金 25,000 一般財源 14,538
		2 諸 費	0	39,538	39,538	国庫支出金 25,000 一般財源 14,538
	2	基 金 費	3,554,260	2,894,034	6,448,294	寄附金 27,156 諸収入 2,866,878
		7 未 来 子 ど も 基 金 費	1	8,950	8,951	寄附金 8,950
		8 保健福祉総合推進 基 金 費	1,001	688	1,689	寄附金 688
		10 新市立病院整備 基 金 費	3,187,137	2,867,791	6,054,928	寄附金 913 諸収入 2,866,878
		12 み ど り 推 進 基 金 費	47,966	5,076	53,042	寄附金 5,076
		14 あんしん消防 救 急 基 金 費	30,001	349	30,350	寄附金 349

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
18 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	25,000	50 国庫補助金返還事業【保育幼稚園利用室】 690
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	14,538	22 償還金利子及び割引料 690
		1 償 還 金 690
		令和6年度こども政策推進事業費国庫補助 690
		金返還金他
		51 物価高騰対応市緊急支援事業（指定管理施設支援）【総務部総務室】 25,000
		18 負担金補助及び交付金 25,000
		3 交 付 金 25,000
		物価高騰対応支援金 25,000
		52 国庫負担金等返還事業【地域保健室】 10,578
		22 償還金利子及び割引料 10,578
		1 償 還 金 10,578
		令和6年度感染症予防費等国庫負担金返還 10,578
		金他
		53 国庫負担金等返還事業【障害福祉室】 3,270
		22 償還金利子及び割引料 3,270
		1 償 還 金 3,270
		令和6年度障害者医療費国庫負担金返還金 3,270
		他
24 積 立 金	8,950	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】 8,950
		24 積 立 金 8,950
		18 未来子ども基金積立金 8,950
24 積 立 金	688	50 保健福祉総合推進基金積立事業【地域福祉室】 688
		24 積 立 金 688
		13 保健福祉総合推進基金積立金 688
24 積 立 金	2,867,791	50 新市立病院整備基金積立事業【病院運営管理室】 2,867,791
		24 積 立 金 2,867,791
		6 新市立病院整備基金積立金 2,867,791
24 積 立 金	5,076	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】 5,076
		24 積 立 金 5,076
		22 みどり推進基金積立金 5,076
24 積 立 金	349	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 349
		24 積 立 金 349
		20 あんしん消防救急基金積立金 349

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13	2	16 奨学資金給付基金費	千円 1	千円 378	千円 379	千円 寄附金 378
		17 まち・ひと・しごと創生基金費	270,834	10,802	281,636	寄附金 10,802

節		説 明
区 分	金 額	
24 積立金	千円 378	50 奨学資金給付基金積立事業【学校生活支援室】 378
		24 積立金 378
		23 奨学資金給付基金積立金 378
24 積立金	10,802	50 まち・ひと・しごと創生基金積立事業【箕面営業室】 10,802
		24 積立金 10,802
		26 まち・ひと・しごと創生基金積立金 10,802

(款) 13 諸支出金
(項) 2 基金費

継続費についての前前年度末までの支出額、 前年度末までの支出額又は支出額の見込み
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率	
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳										
						特 定 財 源			一般財源							
						国府支出金	地 方 債	そ の 他								
8 土木費	4 都市計画費	新病院予定地 整備事業 （ 継 続 費 ）	令和4年度 (2022年度)	補正前	千円 1,030,465	千円 515,232	千円 477,400	千円	千円 37,833	千円 684,521	千円 797,290	千円 233,175	千円 1,030,465	千円	% 43.5	
				補 正												
				補正後	1,030,465	515,232	477,400		37,833	684,521	797,290	233,175	1,030,465		43.5	
			令和5年度 (2023年度)	補正前	318,038	159,018	157,800		1,220	66,620	217,340	100,698	318,038		13.4	
				補 正												
				補正後	318,038	159,018	157,800		1,220	66,620	217,340	100,698	318,038		13.4	
			令和6年度 (2024年度)	補正前	1,018,594	509,298	457,700		51,596		171,326	847,268	1,018,594		43.1	
				補 正												
				補正後	1,018,594	509,298	457,700		51,596		171,326	847,268	1,018,594		43.1	
			令和7年度 (2025年度)	補正前												
				補 正												
				補正後												
			令和8年度 (2026年度)	補正前												
				補 正												
				補正後												
			計	補正前	2,367,097	1,183,548	1,092,900		90,649	751,141	1,185,956	1,181,141	2,367,097		100.0	
				補 正												
				補正後	2,367,097	1,183,548	1,092,900		90,649	751,141	1,185,956	1,181,141	2,367,097		100.0	

繰越明許費説明書

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

(目) 4 清掃工場費

(事業名) 環境クリーンセンター管理事業（臨時）

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
12 委 託 料	委 託 料	千円 29,001	千円	千円 29,001	環境クリーンセンター管 理事業（臨時）において、 設計の完了が翌年度となる ことに伴い、必要経費を翌 年度において使用するため。
計		29,001		29,001	

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

(目) 6 街路事業費

(事業名) 都市計画道路整備事業

節	細 節	予 算 額	左 の う ち		繰 越 事 由
			その性質上繰り越さなければ ならないと予想されるもの		
			補 正 前	補 正 後	
		千円	千円	千円	都市計画道路整備事業に おいて、事業の完了が翌年 度となることに伴い、必要 経費を翌年度において使用 するため。
12 委 託 料	委 託 料	68,483			
14 工事請負費	工 事 請 負 費	642,857		455,000	
計		711,340		455,000	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	31,070,246	34,478,619	(2,898,600) 5,168,700	2,053,627	40,492,292
	補 正			102,600		102,600
	補正後	31,070,246	34,478,619	(2,898,600) 5,271,300	2,053,627	40,594,892
(3) ご み 処 理	補正前	2,157,930	2,014,032		178,002	1,836,030
	補 正			21,700		21,700
	補正後	2,157,930	2,014,032	21,700	178,002	1,857,730
(13) そ の 他	補正前	14,383,464	14,557,084	(872,300) 738,100	709,951	15,457,533
	補 正			80,900		80,900
	補正後	14,383,464	14,557,084	(872,300) 819,000	709,951	15,538,433
合 計	補正前	45,039,374	47,073,043	(2,898,600) 5,168,700	3,427,739	51,712,604
	補 正			102,600		102,600
	補正後	45,039,374	47,073,043	(2,898,600) 5,271,300	3,427,739	51,815,204

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第82号議案

令和7年度箕面市病院事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度箕面市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	病院事業収益	1,720,212 千円	316 千円	1,720,528 千円
第2項	医 業 外 収 益	1,566,469 千円	316 千円	1,566,785 千円
支 出				
第1款	病院事業費用	1,789,533 千円	316 千円	1,789,849 千円
第3項	特 別 損 失	2,000 千円	316 千円	2,316 千円

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第1款	資 本 的 収 入	879,115 千円	1,387,143 千円	2,266,258 千円
第2項	負 担 金	386,615 千円	1,387,143 千円	1,773,758 千円
支 出				
第1款	資 本 的 支 出	1,136,543 千円	1,387,143 千円	2,523,686 千円
第2項	企業債償還金	398,099 千円	287,143 千円	685,242 千円
第3項	他会計借入金償還金	200,000 千円	1,100,000 千円	1,300,000 千円

令和7年9月8日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和7年度 箕面市病院事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業収益			千円 1,720,212	千円 316	千円 1,720,528	
	2 医業外収益		1,566,469	316	1,566,785	
		3 他会計補助金	790,786	316	791,102	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病院事業費用			千円 1,789,533	千円 316	千円 1,789,849	
	3 特別損失		2,000	316	2,316	
		2 その他特別損失		316	316	

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			千円 879,115	千円 1,387,143	千円 2,266,258	
	2 負担金		386,615	1,387,143	1,773,758	
		1 他会計負担金	386,615	1,387,143	1,773,758	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			千円 1,136,543	千円 1,387,143	千円 2,523,686	
	2 企業債償還金		398,099	287,143	685,242	
		1 企業債償還金	398,099	287,143	685,242	
	3 他会計借入金償還金		200,000	1,100,000	1,300,000	
		1 他会計借入金償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	

令和7年度 箕面市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1. 業務活動によるキャッシュ・フロー			
業務活動によるキャッシュ・フロー ①	△ 203,048		△ 203,048
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー ②	△ 405,101		△ 405,101
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 398,099	△ 287,143	△ 685,242
他会計借入金の返済による支出	△ 200,000	△ 1,100,000	△ 1,300,000
一般会計繰入金による収入	340,671	1,387,143	1,727,814
財務活動によるキャッシュ・フロー ③	235,072		235,072
4. 資金の増加額 ④=①+②+③	△ 373,077		△ 373,077
5. 資金期首残高	637,954		637,954
6. 資金期末残高	264,877		264,877

予算参考資料

実施計画内訳書
収益の収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業収益	1,720,212	316	1,720,528	
2 医業外収益	1,566,469	316	1,566,785	
3 他会計補助金	790,786	316	791,102	
一般会計補助金	790,786	316	791,102	企業債繰上償還補償金 補助金 316 新規計上

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 病院事業費用	1,789,533	316	1,789,849	
3 特別損失	2,000	316	2,316	
2 その他特別損失		316	316	
その他特別損失		316	316	企業債繰上償還補償金 316 新規計上

資本的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的収入	879,115	1,387,143	2,266,258	
2 負担金	386,615	1,387,143	1,773,758	
1 他会計負担金	386,615	1,387,143	1,773,758	
一般会計負担金	386,615	1,387,143	1,773,758	企業債等繰上償還金 負担金 1,387,143 新規計上

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的支出	1,136,543	1,387,143	2,523,686	
2 企業債償還金	398,099	287,143	685,242	
1 企業債償還金	398,099	287,143	685,242	
企業債償還金	398,099	287,143	685,242	企業債償還金 685,242 287,143 増
3 他会計借入金償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	
1 他会計借入金 償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	
他会計借入金 償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	ボートレース事業会計 借入金償還金 1,300,000 1,100,000 増

第83号議案

令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度箕面市ボートレース事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度箕面市ボートレース事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2）一日平均売上金額	978,889 千円	144,444 千円	1,123,333 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 ボートレース事業収益	96,203,919 千円	13,582,608 千円	109,786,527 千円
第1項 営 業 収 益	96,096,974 千円	13,582,608 千円	109,679,582 千円
	支	出	
第1款 ボートレース事業費用	94,966,487 千円	13,631,886 千円	108,598,373 千円
第1項 営 業 費 用	90,915,487 千円	12,131,886 千円	103,047,373 千円
第2項 営 業 外 費 用	3,051,000 千円	1,500,000 千円	4,551,000 千円

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	203,020 千円	1,100,000 千円	1,303,020 千円
第1項 貸付金償還金	200,000 千円	1,100,000 千円	1,300,000 千円

令和7年9月8日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和7年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 ボートレース事業収益			96,203,919	13,582,608	109,786,527	
	1 営業収益		96,096,974	13,582,608	109,679,582	
		1 開催収益	90,038,200	13,286,000	103,324,200	舟券売上金、返還金
		4 その他営業収益	1,992,453	296,608	2,289,061	端数切捨金収入、寄附金他

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 ボートレース事業費用			94,966,487	13,631,886	108,598,373	
	1 営業費用		90,915,487	12,131,886	103,047,373	
		1 開催費	72,878,743	10,642,320	83,521,063	舟券の発売・払戻業務その他開催業務に要する費用
		2 交付金	4,443,181	611,077	5,054,258	モーターボート競走法交付金
		4 施設費	3,853,229	553,608	4,406,837	施設借上げに要する費用
		5 選手費	1,250,287	8,120	1,258,407	選手賞金等に要する費用
		6 委託費	2,493,210	316,761	2,809,971	場間場外発売委託に要する費用
	2 営業外費用		3,051,000	1,500,000	4,551,000	
		1 繰出金	3,000,000	1,500,000	4,500,000	一般会計繰出金

資本的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			203,020	1,100,000	1,303,020	
	1 貸付金償還金		200,000	1,100,000	1,300,000	
		1 貸付金償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	長期貸付金 元金償還金

令和7年度箕面市ボートレース事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	1,237,432	△ 49,278	1,188,154
業務活動によるキャッシュ・フロー①	1,193,728	△ 49,278	1,144,450
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
貸付金償還による収入	200,000	1,100,000	1,300,000
投資活動によるキャッシュ・フロー②	215,458	1,100,000	1,315,458
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一般会計繰出金による支出		△ 1,366,878	△ 1,366,878
財務活動によるキャッシュ・フロー③		△ 1,366,878	△ 1,366,878
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	1,409,186	△ 316,156	1,093,030
5 資金期首残高	4,937,607	4,880,259	9,817,866
6 資金期末残高	6,346,793	4,564,103	10,910,896

予算参考資料

実 施 計 画 内 訳 書

収益的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 ボートレース事業収益	96,203,919	13,582,608	109,786,527	
1 営業収益	96,096,974	13,582,608	109,679,582	
1 開催収益	90,038,200	13,286,000	103,324,200	
本場舟券発売金	4,867,786	801,248	5,669,034	本場舟券売上金 5,547,000 784,000 増 本場舟券返還金 122,034 17,248 増
電話投票舟券発売金	70,231,840	10,628,800	80,860,640	電話投票舟券売上金 79,120,000 10,400,000 増 電話投票舟券返還金 1,740,640 228,800 増
場間場外舟券発売金	12,988,598	1,855,952	14,844,550	場間場外舟券売上金 14,525,000 1,816,000 増 場間場外舟券返還金 319,550 39,952 増
4 その他営業収益	1,992,453	296,608	2,289,061	
端数切捨金収入	176,200	26,000	202,200	端数切捨金収入 202,200 26,000 増
時効収入	38,760	5,200	43,960	本場舟券払戻金時効収入 11,094 1,568 増 場間場外舟券払戻金時効収入 29,050 3,632 増
寄附金	1,753,734	265,408	2,019,142	電話投票運営協力金 2,019,142 265,408 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 ボートレース事業費用	94,966,487	13,631,886	108,598,373	
1 営業費用	90,915,487	12,131,886	103,047,373	
1 開催費	72,878,743	10,642,320	83,521,063	
委託料	2,551,145	314,600	2,865,745	電話投票事務委託 2,393,380 314,600 増
使用料	1,943,557	291,720	2,235,277	中央情報処理装置使用料 2,219,316 291,720 増
払戻金	66,075,000	9,750,000	75,825,000	舟券払戻金 75,825,000 9,750,000 増
返還金	1,938,200	286,000	2,224,200	舟券返還金 2,224,200 286,000 増
2 交付金	4,443,181	611,077	5,054,258	
交付金	4,443,181	611,077	5,054,258	モーターボート競走法第25条交付金 3,304,600 452,800 増 モーターボート競走法第30条交付金 1,253,658 158,277 増
4 施設費	3,853,229	553,608	4,406,837	
賃借料	3,853,229	553,608	4,406,837	住之江競走場賃借料 4,191,017 553,608 増
5 選手費	1,250,287	8,120	1,258,407	
報償費	1,250,287	8,120	1,258,407	選手賞金他 1,258,407 8,120 増
6 委託費	2,493,210	316,761	2,809,971	
委託料	2,493,210	316,761	2,809,971	場間場外発売委託 2,538,640 316,761 増
2 営業外費用	3,051,000	1,500,000	4,551,000	
1 繰出金	3,000,000	1,500,000	4,500,000	
一般会計繰出金	3,000,000	1,500,000	4,500,000	一般会計繰出金 4,500,000 1,500,000 増

資本的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 資本的収入	203,020	1,100,000	1,303,020	
1 貸付金償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	
1 貸付金償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	
貸付金償還金	200,000	1,100,000	1,300,000	長期貸付金 元金償還金 1,300,000 1,100,000 増

第 8 4 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 三 筈 孝

	略	歴
平成	6 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同	9 年 1 1 月	司法試験合格
同	1 2 年 4 月	司法修習終了
同	1 2 年 4 月	弁護士登録（現在に至る。）
同	1 2 年 4 月	笹川綜合法律事務所入所

同	15年12月	船場中央法律事務所に改名（現在に至る。）
同	22年4月	大阪弁護士会司法修習委員会委員（現在に至る。）
令和	2年4月	関西圏雇用労働相談センター相談員（現在に至る。）
同	2年12月	東大阪市ホテル等建築審議会委員（現在に至る。）
同	5年10月	大阪弁護士会綱紀委員会委員（現在に至る。）
同	6年4月	箕面市公平委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

三 笹 孝氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

第 8 5 号議案

箕面市公平委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 小 杉 啓 生

略			歴
平成	5 年	3 月	同志社大学法学部卒業
同	5 年	4 月	株式会社大阪銀行勤務
同	1 0 年	3 月	小杉善株式会社勤務（現在に至る。）
同	1 7 年	6 月	小杉善株式会社代表取締役（現在に至る。）
令和	7 年	4 月	箕面市公平委員会委員（現在に至る。）

（提案理由）

小杉啓生氏を引き続き箕面市公平委員会委員に選任するため、提案するものである。

諮問第 3 号

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求の件

公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求について、別紙のとおり裁決したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 4 第 2 項の規定により議会の意見を求める。

令和 7 年 9 月 8 日提出

箕面市長 原 田 亮

（提案理由）

箕面市立箕面萱野駅前交通広場使用不許可処分についての審査請求に対する裁決を行うに当たり、議会の意見を求めるため、提案するものである。

別紙

裁 決 書 (案)

審 査 請 求 人	住所 X市
	氏名 Y
処 分 庁	箕面市長

上記審査請求人から、令和7年4月18日に提起された箕面市立箕面萱野駅前交通広場使用不許可処分（令和7年2月27日付け箕地交第001168－001号。以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求は、これを棄却する。

理 由

第 1 事案の概要

1 条例の制定

北大阪急行電鉄南北線の延伸が令和 6 年 3 月 23 日に開業して箕面市域に「箕面船場阪大前駅」と「箕面萱野駅」の 2 駅が新設されたことに伴い、箕面市では、箕面萱野駅における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する市民の利便に資することを目的として、箕面市立箕面萱野駅前交通広場（以下「広場」という。）を設置し、箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例（令和 5 年箕面市条例第 3 号。以下「条例」という。）が制定された（令和 5 年 3 月 29 日公布、令和 6 年 3 月 23 日施行。ただし、箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場に関する条項は、令和 7 年 3 月 12 日施行）。さらに、箕面市立箕面萱野駅前交通広場条例施行規則（令和 6 年箕面市規則第 18 号。以下「規則」という。）が令和 6 年 3 月 21 日に公布され、条例の施行の日から施行された。

2 タクシー待機場の使用許可に係る条例の規定

条例において、箕面市立箕面萱野駅前南側交通広場（以下「南側交通広場」という。）の南側タクシー待機場（以下「タクシー待機場」という。）を使用することができる者の範囲は、「道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を同法第 4 条の許可を受けて経営する者であって市内に営

業所を有するものその他市長が必要と認めるもの」と規定されている（条例第3条第3号）。

また、タクシー待機場に限らずそれ以外の施設も含め、広場の使用許可をしない場合として「①公益を害するおそれがあるとき、②広場の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき、④前3号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき」と規定されている（条例第7条）。

また、使用許可の期間については、「1年以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを更新することができる」と規定されている（条例第8条）。

これらのことから、タクシー待機場は、条例案を市議会に提案した段階で区画数が不明ではあるが、自由な利用に供するのではなく、タクシー事業者（道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を同法第4条の許可を受けて経営する者をいう。以下同じ。）に限定した上で、使用許可制度により市長が使用させるタクシー事業者を判断することが予定されていた。

3 公募に至る経緯

公募に至る経緯については、処分庁が弁明書で記載しており、審査請求人からの反論がないので、市ホームページや審査請求人の利用許可申請資料など処分庁が弁明書に添付して提出した資料のほか、概ね弁明書に記載された事項を採用することにする（次の「4 公募の状況」以下も同様）。

処分庁は、一般社団法人大阪タクシー協会（以下「協会」という。）からの情報提供等により、市内に営業所を有しない多数のタクシー事業者がタクシー待機場の使用を希望している状況を把握していた。

処分庁は、タクシー事業者からタクシー待機場の１２区画を超える申請があった場合、使用許可事業者を選定する必要があるところ、条例に定める「市内に営業所を有するものその他市長が必要と認めるもの」のうち、「市内に営業所を有するもの」に該当するタクシー事業者は、その当時処分庁が把握していたのは１者（以下「Ａ社」という。）のみの状況であり、かつ、Ａ社のみでもタクシー待機場への十分なタクシー供給が可能との想定があったことから、「その他市長が必要と認めるもの」を考慮しない場合、全区画がＡ社のみとなる可能性があると考えていた。

また、処分庁は、Ａ社を含む複数のタクシー事業者に使用許可を行う場合も、市内に営業所を有し、単独でタクシー待機場に十分なタクシー供給が可能と見込まれるＡ社により多くの区画数を割り当てることには合理性があるとの認識であった。Ａ社に割り当てた区画以外の区画については、複数のタクシー事業者が共同で使用許可申請を行うことにより共同利用する手法が考えられ、共同利用を円滑に調整するためには、各タクシー事業者が加盟し、かつ、各タクシー事業者のタクシー運行状況に関する知見を持つ協会の協力が必要であると処分庁は考えていた。

そこで、処分庁は、令和７年１月１６日、タクシー待機場の使用許可の決定手法を検討する段階で、協会と意見交換を行った。処分庁は、特定の事業者を優遇するのではなく、より多くの事業者がタクシー待機場の使用を可能とする手法を探るため、手法案の一つとして、特定のタクシー事業者に７枠を配分して残りの５枠を協会に

において調整する手法を協会に提示した。協会からは、協会としては調整に入ることはできない旨、並びに、複数のタクシー事業者による区画共用はタクシー事業者間のトラブルに繋がる恐れが高く不可である旨の回答があった。併せて、協会から、処分庁がタクシー待機場の使用者の公募を行い、各申請者の供給量の割合で許可者を決定する手法の提案があり、仮に当該手法を採用した結果として不許可になるタクシー事業者が発生し得ることについては致し方無い旨の意見も付された。

処分庁は、協会との意見交換の結果を踏まえ、使用許可の決定手法について検討を行い、使用事業者を公募することとした。

4 公募の状況

処分庁は、令和7年3月12日から供用開始するタクシー待機場の使用者を決定するに当たり、市ホームページにて同年1月22日から使用者を公募した。

許可対象期間は、令和6年度使用分（令和7年3月12日～同月31日）及び令和7年度使用分（令和7年4月1日～令和8年3月31日）であり、いずれも申請期間は、令和7年1月22日から同年2月9日までである。

南側交通広場の図面が掲載され、タクシー待機場の区画数は12区画である。

申請資格は、「1）道路運送法の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、箕面市内に営業所を有する者」「2）道路運送法の許可を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者であって、箕面萱野駅前南側交通広場に安定的にタクシーの供給が可能な者」のいずれかに該当する者である。この申請資格の決

定に当たり、処分庁は、より多くのタクシー事業者から申請を受け付け、もってタクシー待機場への安定的なタクシー供給に繋げる趣旨から、市内に営業所を有しないタクシー事業者であっても、箕面市域での営業が許可されている事業者については、条例第3条第3号に規定する「その他市長が必要と認めるもの」に該当するものとした。

申請方法の記載の中で、各申請者からの申請が最大区画数（12区画）を超えた場合について、次のように記載していた。

「『箕面市内予定運行車両シフト表』に基づき、各事業者の南側交通広場への供給量見込みの割合に応じて、各事業者への区画配分を行います。なお、区画配分の結果、希望する区画数を下回る場合や不許可となる場合があります。」

加えて、申請書類の一つである「箕面市内予定運行車両シフト表」（以下「シフト表」という。）の様式中、「記入方法」の欄の「注意事項」の中で、「このシフト表からタクシー待機場使用許可申請者の箕面萱野駅に対する供給能力を判断し、使用許可を決定します。」と記載していた。

なお、公募開始時に条例、規則及び上記の市ホームページを除けば、公表されていたもので、使用許可決定に当たり審査基準（箕面市行政手続条例（平成9年箕面市条例第1号）第5条）に該当するものはなかった。

5 申請から本件処分までの経過

令和7年1月24日、審査請求人は、箕面市立箕面萱野駅前交通広場使用許可申請書にシフト表等の必要書類

を添付して処分庁に提出した。

公募の結果、申請のあったタクシー事業者は計 12 者、利用希望区画数は計 44 区画となり、利用希望区画数が最大区画数（12 区画）を超えた。

処分庁は、各申請者から提出されたシフト表に基づき、次の手順で使用許可・不許可を決定した。

- ① 全曜日に配車可能な申請者を対象とした。
- ② シフト表内の「一日当たりの箕面萱野駅配車車両合計の月平均」に基づき、全申請者の月平均の合算値における各申請者の割合を算出した。
- ③ 上記割合に応じてタクシー待機場の総区画数である 12 区画を配分し、1 区画以上となった申請者を使用許可者として決定した。
- ④ 使用許可者を対象に月平均の割合に応じて 12 区画を再配分し、区画配分を決定した。

審査請求人の申請内容によると、日曜日の配車がなかったため、処分庁は、上記①において使用不許可と判断した。

令和 7 年 2 月 27 日、処分庁は、審査請求人に対して以下の不許可の理由を付して本件処分を通知し、審査請求人はこれを受け取った。

「・申請者多数となり、南側タクシー待機場の総区画数を総申請区画数が上回ったため、各申請者の箕面萱野駅に対するタクシー供給力を踏まえて使用許可事業者の選定を行った。

・南側交通広場におけるタクシー需要に対応するためには、曜日を問わず、当広場への日々の安定的・継続

的な配車が必要であるところ、申請者から提出された『箕面市内予定運行車両シフト表』では、日曜日の配車が無く、仮に使用許可を行った場合、一定の需要が見込まれる日曜日において、許可区画に恒常的な空白が生じることとなる。

・ よって、安定的・継続的な供給力の観点から、南側タクシー待機場の使用を不許可としたもの。」

なお、処分庁は、審査請求人を含む全ての申請者に対し、処分通知書を発送する際、参考資料として、使用許可者及び区画配分の決定過程を示した資料「南側交通広場 タクシー待機場使用許可事業者の決定及び許可区画数について」を添付した。

6 本件処分から審査請求までの経過

令和7年3月19日、処分庁は、審査請求人からの求めに応じて、審査請求人に対して本件処分の理由や使用許可者・不許可者の決定過程について改めて説明した（審査請求人が箕面市役所に来庁の上、対面にて説明）。

審査請求人は、審査庁に対して令和7年4月15日付け審査請求書を提出し、審査庁は、同月18日付けでこれを受け付けた。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張（審査請求書によるもの）

（1） 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 本件審査請求の理由

以下①～④の理由から、本件処分については再考の余地があると判断する。選定基準の妥当性及び公平性を再検討し、審査請求人の使用許可が認められるよう再調査を求める。

① 日曜日の需要の実態と判断の整合性について

日曜日に配車がない点をもって「恒常的な空白が生じる」とされたが、審査請求人の業務実績及び地域の利用傾向から見て、日曜日のタクシー需要は平日と比較して明らかに少ない状況にあると思われる。よって、仮に審査請求人が日曜日に待機しない場合でも、他社による補完が可能であり、需要と供給のバランスが崩れるとは考えにくいと判断している。また、実際に他社が日曜日に十分な配車を行えるとの前提で選定しているのであれば、その実態と選定基準を明示いただきたい。

② 供給力の比較における基準と透明性の欠如について

処分庁が行った「供給力の比較」の具体的な評価基準や選定プロセスが明示されておらず、審査請求人としては納得性を欠く。審査請求人の供給力に対する評価がどのように行われたのか、また「日曜日の配車がない＝恒常的な空白」と判断した根拠・数値的基準等について、透明性をもって説明を求めたい。

③ 柔軟な運用・共存の可能性について

審査請求人は営業区域である北摂地域の交通インフラを担う一員として、平日においては、安定的な配車を継続して行う意志と体制を有している。待機場の運用についても、日曜日の需要と供給の実態を踏ま

え、共存可能な柔軟な運用が十分可能であると認識している。全体の需要と供給のバランスを崩さずに運用できるのであれば、審査請求人が一部曜日のみに参画することを理由に排除されるべきではないと考える。

④ 待機場枠の配分方法に関する透明性と公平性について

処分庁が公募実施前に、特定の業者に対して全12枠中7枠を確保していた事実があるのであれば、これは公正な競争を著しく損なうものであり、独占禁止法に抵触する可能性がある。また、令和7年1月16日に協会の役員等が訪問した際、処分庁から「特定業者に7枠を配分し、残りの5枠は協会内で調整してほしい」との趣旨の依頼があったとされる発言については、すでに特定業者に対する優遇的な取扱いが内定していたことになり、当該行為もまた独占禁止法に抵触しているのではないかと懸念される。さらに、上記のような発言があったにもかかわらず、令和7年3月19日に審査請求人の代表取締役が訪問し、同様の件について「公募前に特定業者に対する枠の設定を行っていないか」と直接確認した際、処分庁側から「そのような設定はしていない」と回答があった。この点に関して、協会役員への発言内容と審査請求人の代表取締役に対する回答に食い違いがある点は極めて問題であり、処分庁の対応は行政手続の公平性及び透明性に重大な疑問を生じさせるものであり、到底看過できるものではない。

2 処分庁の主張（弁明書によるもので、上記「第1」との重複を避けたもの）

（1） 弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する」との裁決を求める。

(2) 本件審査請求の理由に対する反論

① 日曜日の需要の実態と判断の整合性について

タクシー待機場は本件処分時点では供用開始されておらず、タクシー待機場における観光ハイシーズンも含めた各曜日のタクシー需要について推測・分析するに足る十分な使用実績がない。審査請求人が主張する日曜日のタクシー需要が平日と比べて少ないとの主張については、結果としてそのような状況となる可能性は否定しないものの、処分庁はタクシー待機場における市民等の利便性の確保・向上に努める立場であり、タクシー待機場のタクシー需要が不透明な状況において、日曜日の許可区画に恒常的な空白を生じさせることは望ましくないとの判断は、不合理とは言えない。

なお、全申請者のうち、日曜日に配車を行わない事業者は審査請求人のみであった。

② 供給力の比較における基準と透明性の欠如について

審査請求人は使用許可者の具体的な決定過程が不透明である旨の主張を行っているが、公募時における利用希望区画数がタクシー待機場の区画数を超えた際の対応の明示や、本件処分時における全申請者に対する具体的な決定過程を示した資料の提供、さらには、審査請求人の求めに応じて決定過程について個別の説明も行っている。

また、「日曜日の配車がない＝恒常的な空白」については、条例上、タクシー待機場は日単位での使用許可は想定されておらず、また、使用許可者は自らが許可された区画数のみを使用できることとなってい

る。仮に審査請求人に対して一定の区画数について使用を許可した場合、審査請求人が配車を行わない日曜日において当区画を使用できる者がおらず、配車がされない区画が生じてしまうものである。

③ 柔軟な運用・共存の可能性について

上記①のとおり、タクシー待機場におけるタクシー需要が不透明であることから、本件処分時点で特定の曜日に空白が生じることを許容することは望ましくないと判断したもので、不合理とは言えないと認識している。

なお、今後、タクシー待機場の使用実績等が蓄積され、日曜日のタクシー需要が恒常的に少ない等の状況が確認された場合においては、今後の使用者公募に当たり、必要に応じて、使用許可手法の変更を検討する可能性については否定しない。

④ 待機場枠の配分方法に関する透明性と公平性について

タクシー待機場の使用者の公募前の段階で、特定のタクシー事業者への区画数を決定していた事実は一切なく、公募により広く使用者を募集するとともに、各申請者から提出されたシフト表に基づき、使用許可者を決定していることから明らかである。

審査請求人が述べている令和7年1月16日の処分庁と協会との事前協議において、特定のタクシー事業者に7枠を配分し、残りの5枠を協会において調整する手法について、処分庁から手法案の一つとして協会に提示し、意見交換したことは事実であるが、協会からの意見も踏まえて検討を行った結果、最終的に広く公募を行っている。審査請求人の述べる「公募前の段階で、特定のタクシー事業者への区画数を決

定していた事実があるのでは」との疑いは、審査請求人の誤った認識に基づくものであることは明らかである。なお、審査請求人は、処分庁と協会との意見交換の場に参加していない。

(3) 本件審査請求に対する意見

処分庁による本件処分は、条例に基づき行ったもので、かつ、使用許可事業者の決定については、タクシー待機場への安定的なタクシー供給によりタクシーを利用しようとする市民等の利便性向上を図ることを前提として、より多くのタクシー事業者が使用許可申請の機会を得られる公募を行い、客観的かつ公平性のある手法で使用許可者を決定していることから、何ら違法・不当な点はない。

第3 審査庁の判断

1 緒論

(1) 本件審査請求は、南側交通広場内に設置されたタクシー待機場の使用許可申請に関し不許可処分を受けた審査請求人が、違法、不当な処分であるとして処分の取消しを求めるものである。

(2) 問題となったタクシー待機場を含む広場は、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項）といえ、同条にいう「公の施設」に該当するものである。

公の施設の利用については、普通地方公共団体の長の許可を必要とする許可使用も認められるものの、一方、地方自治法（以下「法」という。）は、正当な理由がない限り、住民の利用を拒んではない（第

244条第2項)とし、また、不当な差別的取扱いをしてはならない(第244条第3項)としている。
なお、ここでの「住民」には当該普通地方公共団体に主たる事務所の所在地あるいは本店の所在地がある法人が含まれる。また、同条第2項の「正当な理由」には、公の施設の利用者が予定人員を超える場合などが含まれる。

(3) 法第244条第2項、第3項は当該普通地方公共団体以外の住民については触れていないが、他の地方公共団体の住民に対する利用の拒否ないし制限、差別的取扱いがいかなる場合も許容されるということではなく、憲法第14条の平等原則の規制は受けるし、判例も法第244条第3項に関し「当該公の施設の性質やこれらの者と当該普通地方公共団体との結び付きの程度等に照らし合理的な理由なく差別的取扱いをすることは、同項に違反する」(最判平成18年7月14日民集60巻第6号2369頁)として、同項の規律が及ぶ場合があるとしている。

(4) かかる公の施設の使用に関する法の規律からすれば、タクシー待機場の使用を不許可とするには、正当な目的に基づき、その目的に対し合理的な基準にのっとり、判断されるべきであるといえる。

2 日曜日の需要の実態と判断の整合性について

(1) 本件処分は、審査請求人の使用許可申請につき、日曜日に配車がなくタクシー待機場の待機枠に「恒常的な空白が生じる」ことを理由として不許可処分としたものであるが、これに対し、審査請求人における業務実績及び地域の利用傾向から見て、日曜日のタクシー需要は明らかに少なく、仮に審査請求人が日曜

日に配車しない場合でも、他社による補完は十分可能であることを理由の一つとして、本件処分の取消しを求めている。

審査請求人の主張は、具体的には、上記「第1 事案の概要 5 申請から本件処分までの経過」に記載された①から④の審査手順のうち、「①全曜日に配車可能な申請者を対象とした」点が過度な条件で不合理であり、違法、不当との主張と認められる。

そこで、タクシー待機場の使用許可の可否を判断するにあたり、上記①の条件を付することが適法、妥当であるかを検討する。

(2) タクシー待機場を含む広場は、「箕面萱野駅における安全かつ円滑な交通の確保を図り、もって交通機関を利用する市民の利便に資するため」（条例第1条）に設置されたものであり、かかる目的は正当なものといえる。

(3) そして、かかる設置目的からは、利用者の利便のためにタクシー待機場には常時、需要に対して十分なタクシーの供給がなされるようにすることが望ましいといえる。

上記①の条件は、上記③の条件とともに、全曜日にわたり、タクシー待機場の12区画全部に配車されるようにするための条件と認められ、常時、需要に対して十分なタクシーの供給がなされるようにするために設定された条件と考えられ、利用者の利便の確保という点からは合理性があるものと認められる。

(4) 審査請求人の主張は、日曜日は平日に比してタクシーの需要は少なく、審査請求人が日曜日に配車をしなくとも、十分に需要をまかなえるだけの供給は可能として、日曜日に配車予定がないというだけで選考

から外すのは違法、不当だとするものであるが、タクシー待機場のある箕面萱野駅は令和6年3月23日開業、タクシー待機場は令和7年3月12日供用開始であるから、タクシー待機場の使用許可申請の公募が開始された令和7年1月22日時点では、同所におけるタクシー需要について信頼できるデータは全く存在しなかったものといえる。

これに対し審査請求人のいう日曜日の需要というのは、タクシー待機場の供用がなされていない状態でのデータに基づくものと考えられ、箕面萱野駅開業及び広場の供用開始により周辺の人の流れが大きく変わる可能性を考慮すれば、タクシー待機場供用開始後の同所における日曜日の需要を測る根拠とはなりえないものである。

十分な需要予測ができない状況で、安定的なタクシーの供給をするためには、12区画の待機枠を最大限に利用する、言い換えれば、許可区画に配車が全くない空白日が生じないようにすることが重要であり、そのために、全曜日に配車予定があることを使用許可の条件としたことは合理的なものであり、過度であるとはいえない。

(5) よって、この点に関する審査請求人の主張に理由はない。

3 供給力の比較における基準と透明性の欠如との主張について

(1) 審査請求人は、処分庁が行った「供給力の比較」の具体的評価基準や選定プロセスが明示されておらず、納得性を欠くと主張する。

- (2) 条例及び規則には、施設を使用することができる者の範囲、使用の許可、使用許可の制限、使用許可の期間、使用料、使用許可の申請と許可証の交付等を定めており、具体的な評価基準や選定プロセスに関する規定はなく、タクシー待機場の使用者の公募に関する市ホームページに掲載している募集概要において詳細を定め、公表している。同募集概要では、各事業者からの申請が最大区画数(12区画)を超えた場合について、「シフト表に基づき、各事業者の南側交通広場への供給量見込みの割合に応じて、各事業者への区画配分を行います」と記載されているものの、申請書類の一つであるシフト表における「このシフト表からタクシー待機場使用許可申請者の箕面萱野駅に対する供給能力を判断し、使用許可を決定します。」との記載は、いささか抽象的といえる。しかし、シフト表の台数を基準に許可・不許可が決定されることは十分読み取れることから、評価基準が欠如しているという指摘は当てはまらない。
- (3) 加えて、処分庁は、審査請求人を含むすべての申請者に対し、処分通知書の送付の際に、使用許可者及び区画配分の決定過程を記した「南側交通広場 タクシー待機場使用許可事業者の決定及び許可区画数について」と題される資料を添付しており、また、処分庁は、審査請求人に対し、対面で本件処分の理由や使用許可者の決定過程について説明をしており、審査請求人が欠如を指摘する「供給力の比較」の具体的な評価基準や選定プロセスの開示はなされているといえる。
- (4) よって、本件処分に関し、市ホームページでの説明が抽象的で分かりにくいとの指摘はありえようが、法的に具体的な評価基準や選定プロセスの開示が不十分であったとはいえず、この点について違法、不当な点は認められない。

4 柔軟な運用・共存の可能性に関する主張について

- (1) 審査請求人は、安定的な配車を継続して行う意志と体制を有しており、全体の需要と供給のバランスを崩さず運用できるのであれば、日曜日のみ配車がなされていないことを理由に排除されるべきでないと主張する。
- (2) しかし、上述のとおり、公募時点では、タクシー待機場における需要に関して信頼に足るデータはなく、利用者の利便の観点からは全曜日にわたり配車の空白がなるべく生じないようにすることを重視せざるを得ず、使用許可申請が最大区画数を超える場合に全曜日に配車可能な事業者を優先することはやむを得ず、また合理的といえる。
- (3) よって、この点に関する審査請求人の主張は認められない。

5 待機場枠の配分方法に関する透明性と公平性について

- (1) 審査請求人は、公募開始前に、処分庁が、協会との意見交換の席において、特定の業者に全12枠中のうち7枠を確保し、残り5枠の使用者を協会において調整するとの提案をしたことに関し、公正な競争を著しく損なうものであり、独占禁止法に抵触する可能性があると主張する。

処分庁も、協会との意見交換の中で処分庁から上記の趣旨の提案がなされたことは認めている。
- (2) しかし、実際には、タクシー待機場の使用許可に関しては、公募の形で行われており、上記の提案が実行されなかったことは明らかで、独占禁止法（正式名称：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法

律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触するか否かを判断するまでもなく、本件処分の取消しの理由とはならない。

第 4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和 7 年（2025 年） 月 日

審 査 庁

箕面市長 原 田 亮

(教示)

- 1 この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁決の取消訴訟又は処分の取消訴訟（いずれも被告：箕面市、代表者：箕面市長）を提起することができます。

ただし、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として取消訴訟を提起する場合は、裁決の取消しを求めることはできず、処分の取消訴訟となります。

- 2 上記のいずれの取消訴訟においても、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、取消訴訟を提起することはできません。

なお、正当な理由があるときは、1の期間（6か月）やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、取消訴訟を提起することが認められる場合があります。